

「長野県 LINE 公式アカウント情報配信システムの構築、運用及び周知業務」
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年4月19日

企画振興部広報・共創推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県 LINE 公式アカウント情報配信システムの構築、運用及び周知業務

(2) 業務の目的

県民等が自ら情報を取りにいかなくても、自分の知りたい県政情報を受動的かつ容易に入手できるようにするため、長野県LINE公式アカウントに年代や関心等の属性に応じて情報を発信できるセグメント配信機能などを導入するとともに導入後の運用・保守を行うほか、アカウントの友だち増加に向けた周知を行う。

(3) 業務の内容

長野県LINE公式アカウント情報配信システムの構築、運用、保守
アカウントの友だち増加に向けた周知

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施体制（業務スケジュール、実施体制図、操作マニュアル等）

イ 業務実績（国や地方公共団体でのシステムの導入実績）

ウ LINE公式アカウントでできる機能（導入する機能、利用者側及び管理者側の操作画面のイメージ等）

エ 広報媒体及びクリエイティブの方向性（広報媒体の種類、出稿量、クリエイティブのイメージ、長野県PRキャラクター「アルクマ」のスタンプのイメージ等）

オ 業務に要する経費及びその内訳（構築費、運用費、媒体費等の配分）

(6) 業務の実施場所

長野県庁ほか

(7) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

(8) 費用の上限額

8,800,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）

に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去3年以内に、同種又は類似の業務の実績を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表1及び2による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の業務の実績については、概要の分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県企画振興部 広報・共創推進課 広報係 電話 026-235-7054 ファックス 026-235-7026 メール koho@pref.nagano.lg.jp
--

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ア 提出期限 令和6年5月9日（木曜日）（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
 - イ 提出先 3（4）に同じ。
 - ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに広報・共創推進課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。
- (6) 応募資格要件の審査
応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。
- (7) 非該当理由に関する事項
 - ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（3）ア）の3日前までに、書面により企画振興部広報・共創推進課長から通知します。
 - イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日

及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により企画振興部広報・共創推進課長に対して非該当理由について説明を求められます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 令和6年4月19日(金曜日)から5月21日(火曜日)まで

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。

(5) 回答方法 企画振興部広報・共創推進課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年5月24日(金曜日)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第8号)

イ 企画書(様式第8号附表)

1(5)にある「企画提案を求める具体的内容」についての企画案を記載した企画書。別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で、記載してください。(任意様式でも可)なお、実施体制については当該業務の一部を再委託する場合は、その旨が分かるように記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

ウ 経費の見積書(任意の様式)

本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 令和6年4月19日(金曜日)から5月21日(火曜日)まで

ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

エ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。

オ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(3) 企画提案書(6(1)のア～ウ)の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和6年5月29日(水曜日)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午

前9時から午後5時まで)

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 6部(原本1部、写し5部)

エ 提出方法 持参、又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに広報・共創推進課に到達したものに限り
ます。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に
確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
実施体制 (アカウント開設前及び 開設後)	業務スケジュールに無理がなく、適切に執行できる体制が 整っているか。運用開始後もフォロー体制が確立されてい るか。	15点
業務実績	国や地方公共団体での豊富な導入実績があり、本業務を円 滑に実施するために必要な知見やノウハウを有している か。	15点
LINE公式アカウントで できる機能	提案があった機能は仕様を満たしているか。リッチメニュ ーが利用者にとって使いやすいデザインとなっているか。 管理者の操作画面が分かりやすく、使いやすいものになっ ているか。	30点
広報媒体及びクリエイティ ブの方向性	ターゲットごとに適した媒体や訴求内容、デザイン、出稿 量となっているか。友だち増加につながるスタンプのデザ インとなっているか。	30点
費用	県が提示する上限額の範囲内で最大限の効果を発揮する ための構築費、運用費、媒体費の配分となっているか。	10点

(5) 企画提案の選定の方法

ア 提案を評価するために、企画提案評価会議(座長1名、座長代理1名、構成員若干名)を
開催します。

イ 企画提案評価会議の各構成員は項目ごとにA~Eの5段階で評価します。

(「A:非常に優秀」、「B:優秀」、「C:普通」、「D:やや劣る」、「E:劣る」)

ウ 項目ごとの評価点は、各項目の配点に対して、5段階で評価したA~Eのそれぞれ係数(A:
1.0、B:0.8、C:0.6、D:0.4、E:0.2)を乗じた点数とします。

エ 各構成員は評価結果により順位付けを行います。同点の場合は、各構成員の判断により順
位付けを行います。

オ 各構成員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は3点、3位は1点、4位以下は0
点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定
します。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえ
た上で、座長の判断により委託候補者を選定します。

なお、最も得点の高い者の評価点について、60点未満の採点を行った構成員が過半数以上
いた場合は委託候補者として選定しません。

カ 企画提案書の選定に当たっては、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行います
ので、出席してください。

キ プレゼンテーションの実施日時及び場所

(ア) 実施日時 令和6年5月31日(金曜日) 9時から

(イ) 場所 オンライン

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により企画振興部広報・共創推進課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により企画振興部広報・共創推進課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、企画振興部広報・共創推進課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

ア (6)イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により企画振興部広報・共創推進課長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（任意様式）を指定された方法により広報・共創推進課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長

野県公式ホームページに掲載するとともに、企画振興部広報・共創推進課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県企画振興部 広報・共創推進課 広報係 電話 026-235-7054 ファックス 026-235-7026 メール koho@pref.nagano.lg.jp
--

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」(平成30年2月厚生労働省改定)を遵守してください。